

㊦

前橋市教育委員会告示第16号

前橋市教育委員会8月定例会を次のとおり招集します。

令和3年8月6日

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

1 日 時 令和3年8月16日(月) 午後2時00分

2 場 所 市役所11階北会議室

3 付議事件

- (1) 議案第20号 令和3年第3回定例市議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
- (2) 議案第21号 令和3年第3回定例市議会提出予定議案(事件)の作成に対する意見について
- (3) 議案第22号 令和2年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書について
- (4) 議案第23号 公有財産(土地)の所属替について

令和3年8月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

議案番号	件名	所管課
○20	令和3年第3回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について	総務課
○21	令和3年第3回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について	図書館
22	令和2年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書について	総務課
23	公有財産（土地）の所属替について	生涯学習課

「注」○印については、当日送付

3 その他

- (1) 行事について (総務課)
- (2) 令和3年度市立学校の修学旅行について (学校教育課)
- (3) 令和3年度第1回前橋市社会教育委員会議の開催結果について (生涯学習課)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 8月定例会
令和3年8月16日（月）
午後2時00分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出の諸報告

第4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第20号 令和3年第3回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
- (2) 議案第21号 令和3年第3回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について
- (3) 議案第22号 令和2年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書について
- (4) 議案第23号 公有財産（土地）の所属替について

第5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 令和3年度市立学校の修学旅行について
- (3) 令和3年度第1回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

教育委員会議案第 2 2 号

令和 2 年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書について

令和 2 年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書を次のとおり決定しようとする。

令和 3 年 8 月 1 6 日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

教育委員会議案第23号

公有財産（土地）の所属替について

教育財産（土地）の取得を次のとおり決定し、前橋市財務規則（昭和40年前橋市規則第19号）第185条（所属替）の規定に基づき、公有財産の所属替について、市長宛て協議しようとする。

令和3年8月16日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

1 対象物件

前橋市富士見町田島888番	862.00㎡のうち338.00㎡
前橋市富士見町田島889番1	1,368.00㎡のうち582.00㎡
前橋市富士見町田島891番3	1,902.00㎡のうち838.21㎡
前橋市富士見町田島891番4	276.00㎡
	<hr/>
	合計2,034.21㎡

2 用途

前橋市富士見公民館用

3 所属替の理由

前橋市富士見公民館の臨時駐車場等として使用している富士見支所の所管土地を、所属替により取得しようとするもの

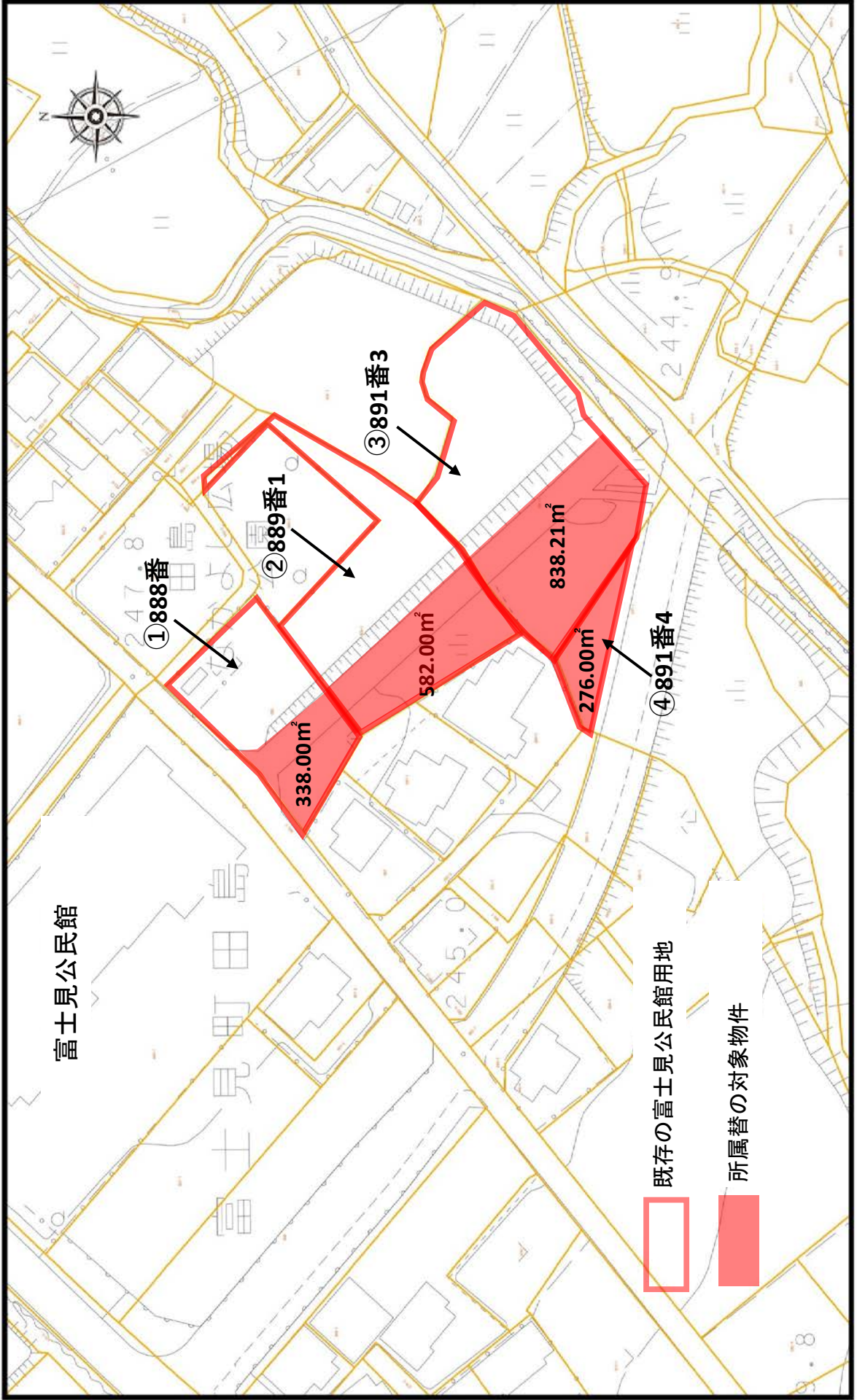
4 決定後の措置

市長（富士見支所）と引継ぎについて協議を行う。

5 位置図

別紙のとおり

位置図



教育委員会9月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	水	令和3年第3回定例市議会開会(～24日まで)			
		明寿大学入学式	午前中	中央公民館	生涯学習課
2	木				
3	金				
4	土	中学生部活動体験入部	10:00～15:00	前橋高等学校	前橋高等学校
		未来の図書館をつくるワークショップ ー 建築WS「新しい時代の図書館建築と街とのつながり」	13:00～15:00	K' BIX元気21まえばし(前橋市中央公民館)3階ホール	図書館
5	日	中学生部活動体験入部	10:00～15:00	前橋高等学校	前橋高等学校
		阿久沢家住宅イベント「こどもと手仕事」	10:00～11:30	阿久沢家住宅	文化財保護課
6	月				
7	火				
8	水	総括質問1日目			
9	木	総括質問2日目			
10	金				
11	土				
12	日				
13	月	教育福祉常任委員会			
14	火				
15	水				
16	木	教育委員会9月定例会	14:00～15:00	11階北会議室	総務課
17	金				
18	土	大室古墳の語り部養成講座	9:30～11:30	民家園(はなれ)	文化財保護課
19	日	こども公園環境教室(「顕微鏡で植物の秘密を探ろう」)	13:00～15:00	児童文化センター	青少年課
20	月	敬老の日			
21	火				
22	水				
23	木	春分の日			
24	金				
25	土	中学生部活動体験入部	10:00～15:00	前橋高等学校	前橋高等学校
		発明考案展・絵画展展示	10:00～16:00	児童文化センター	青少年課
26	日	中学生部活動体験入部	10:00～15:00	前橋高等学校	前橋高等学校
		発明考案展・絵画展展示	10:00～16:00	児童文化センター	青少年課
27	月				
28	火				
29	水				
30	木				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒度に基づく段階に応じ、中止する場合があります。

教育委員会10月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	金				
2	土				
3	日	演劇クラブ公演	午後	児童文化センター	青少年課
4	月				
5	火				
6	水				
7	木				
8	金				
9	土				
10	日				
11	月				
12	火				
13	水				
14	木	教育委員会10月定例会	14:00～15:00	11階北会議室	総務課
15	金				
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水				
21	木				
22	金				
23	土				
24	日				
25	月				
26	火				
27	水				
28	木				
29	金				
30	土	まえばし図書館まつり「文化講演会」	未定	前橋市立図書館 地下講堂	
31	日				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒度に基づく段階に応じ、中止する場合があります。

令和 3 年度市立学校の修学旅行について

1 日程の変更

小・中・特・高全ての学校は、日帰り又は県内 1 泊 2 日に変更する。

2 日帰りの方面

県内又は日帰りが可能な県とする。

3 日程変更後の実施条件

(1) 群馬県の感染状況

感染状況を考慮した上で県の警戒度に応じて次のことを目安とする。

なお、警戒度の対応は、原則出発日の 2 1 日前からとする。

- 警戒度 4 延期又は中止
- 警戒度 3 日帰り
- 警戒度 2 日帰り又は県内 1 泊 2 日
- 警戒度 1 //

(2) 旅行予定地、経由地（休憩等）の感染状況

- ・ 県外への往来自粛要請（群馬県の警戒度 4 相当）が出ていないこと
- ・ 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象地区でないこと

(3) 当該学年の感染状況

- ・ 参加する児童生徒及び引率職員に感染者及び感染疑いの者がいないこと
- ※ 「感染疑いの者」とは濃厚接触者と PCR 検査で結果が判明していない拡大検査対象者

4 参加の条件

- ・ 児童生徒または引率職員本人及びその同居する家族等に発熱や風邪様症状がないこと
- ・ 泊を伴う場合は、事前に保護者から宿泊先で発熱した際の迎いの承諾を得ること
- ・ 感染者は症状が無くなってから出発日までに 1 1 日以上経過していること
- ・ 濃厚接触者は陰性確認後から出発日までに 1 5 日以上経過していること

5 企画料・キャンセル料

昨年度末（3 月）に変更したものを含め、今回の日程の変更に伴う企画料・キャンセル料については、市で全額負担する。

令和 3 年度 第 1 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について

日 時	令和 3 年 7 月 1 9 日 (月) 午前 1 0 時 ~ 正午
場 所	前橋市中央公民館 5 0 1 学習室
出 席 者	(出席委員：1 2 名) 佐藤議長、清水副議長、大森委員、土田委員、小川委員、荻原委員 関委員、森谷委員、宮内委員、村井委員、奈良委員、山田委員 (欠席委員：なし) (事務局：7 人) 吉川教育長、藤井教育次長、都所指導担当次長、他 4 名
議 題	(1) 事業説明 ・教育振興基本計画、教育行政方針について (2) 報告 ・社会教育委員会議の提言について (令和 3 年 5 月 3 1 日提出) (3) 協議 ・令和 3 年度の社会教育委員会議の取組について
結果概要	(1) 事業説明 教育振興基本計画及び教育行政方針について、都所指導担当次長より説明を行った。 (2) 報告 令和 3 年度 5 月 3 1 日に提出された提言について、清水副議長から説明を行った。 (3) 協議 委員の方々のそれぞれの立場からご意見をいただき、それを受けて令和 3 年度の取組について次回以降、具体的な検討を進めていくこととなった。
主な意見等	○ 提出された提言の中で、若者の活動についての記載があったが、結果や成果について、社会教育委員会議の中で検証していくことが必要になってくると思う。 ○ 地域には学校や公民館だけではなく、様々な活動をしている団体が多い。フリースクールをしていたり、子ども食堂を行っていたりする団体を、地域の活動に巻き込んでいけたらいいと思う。 ○ 提出された提言を土台として、今後どうしていくのかを考えると、様々なバックグラウンドを持った人たちとのまじりあいや人権教育も含めて、安心して安全に学べるということが大切になってくると思う。